



一般社団法人こども女性ネット東海



たすける犬

たすかる犬

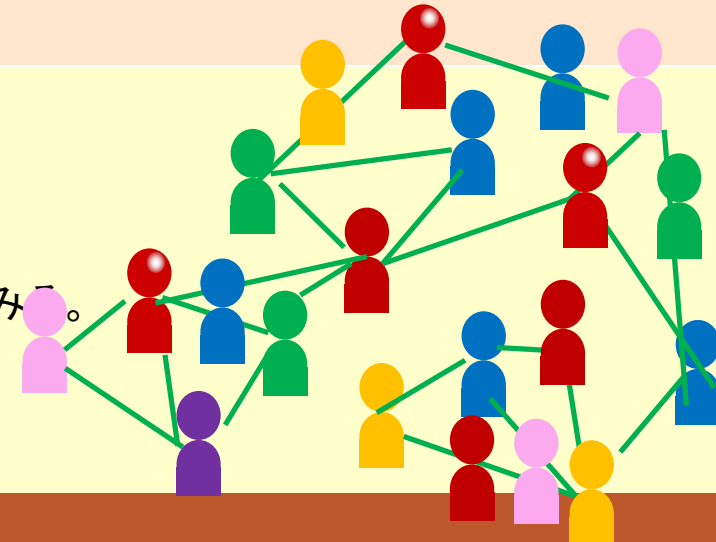
【目的】こどもの権利を保障し、こどもと女性の人材育成に努め、こどもと女性の主体的な参画と多様で多彩な主体者による連携・協力により、新たな地域のコミュニティを醸成していくことを目的としています。

【活動】日ごろより、こども女性目線での防災・減災の活動等「たすかる」活動を行います。また、被災地も含め「たすける」活動を行います。私たちの活動は、被災地外の災害NPO等によるレスキュー的な活動ではなく日頃からNPO等や専門家がつながり、質の高い活動を行い、災害発災後も、できるだけ早く日常に戻すための活動です。

女性防災リーダー育成事業の「めざす姿」
地域の役員や責任者に女性が自ら進んで、就任している。
自主防災組織だけが担うのではなく
地域の多様な組織で自立的にゆるやかに繋がり重層的に活動している。
それらに組織に、女性リーダーが増えている。

地域防災の仕組みそのものを変えていきます。
こどもの声を聴き、子どもの権利を保障します。
→日本はどうなっている！！小学校の体育館は避難所に、グランドには仮設が
こどもの声を聴くことできているのか、こどもの遊びの権利は？

- ・東海地域のひとつの基礎自治体で5名から10名の女性防災リーダー養成を行う
- ・地域で出る釘は打たれる。みんなで出れば打たれない。出すぎた釘は打たれない。
- ・**リーダー**がひとつの自治体内の繋がり、リーダーズとなり、市町村を超えて繋がり、さらに県域を越えた繋がる。
- ・互いに愚痴を言い合い、ともにアイデアをだし、化学反応をおこして、とにかくやってみる。
- ・できる人ができるときにやる。
- ・アーカイブ、補講など、被災地視察の時もできるだけ受講生に寄り添う。
- ・CWNTはそもそもサードセクター組織の人材養成、チーム力向上支援の実績がある



リーダーズの活動

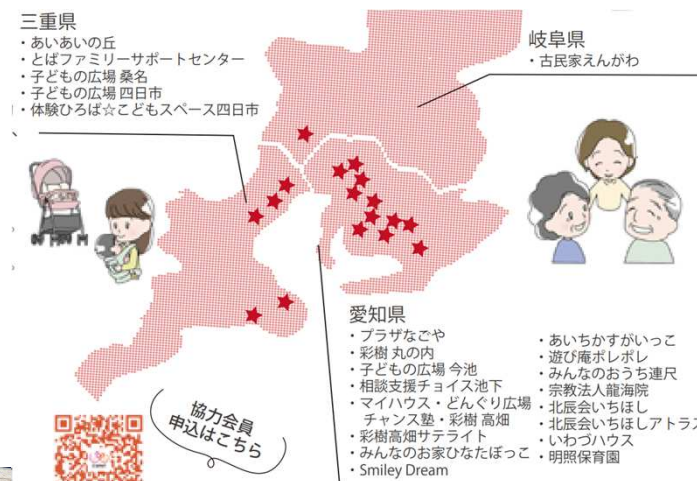


私たちのリーダーのイメージ

- ・現場を観て、分析して、よりよい方法を見つけて、判断して、行動できるひと。(ウーダグループ)
- ・多様性を受容できるひと
- ・適応力のあるリーダーシップで多様なステークホルダーをつなげることができるひと



防災イベントにリーダーズが協力し合って出展 任意の小規模避難所ネットワークづくり



女性リーダーを育成し
基礎自治体と協定を締結

子どもと女性目線の
HUG演習

防災食体験セミナー





1月4日緊急会議
支援の準備を始める

ポーチセットをつくる
まずはお話をお聞きする



先発隊	1月10日(水)~12日(金)
第2隊	1月21日(日)~23日(火)
第3隊	2月18日(日)~21日(水)
第4隊	2月23日(金)~25日(日)
第5隊	3月11日(月)~14日(木)
第6隊	3月17日(日)~19日(火)
第7隊	3月26日(火)~28日(木)
第8隊	4月7日(日)~9日(火)
第9隊	4月18日(木)~22日(月)

第10隊	4月26日(金)~28日(日)
第11隊	5月4日(土)~5日(日)
第12隊	5月9日(木)~13日(月)
第13隊	6月13日(木)~16日(日)
第14隊	7月12日(金)~14日(日)
第15隊	8月17日(土)~18日(日)
第16隊	9月28日(土)~30日(月)
第17隊	10月23日(水)~24日(木)
第18隊	11月22日(金)~23日(土)
第19隊	11月29日(金)~30日(土)



こども女性ネット東海の被災地支援活動

寝ることや食の支援だけでなく早期から心のケアと一体的に

お一人お一人に寄り添う

できるだけはやく日常を取り戻す活動

安全だけでなく安心を！！

例えば・・・

3時間、政府・行政への批判や生活再建ができないつらさのお話をお聞きする。最後は聞いてくださってありがとう。

次にお会いしたときには、なにやろうと思うとお話くださった。被災者のニーズをきいて頂き、物資をくばることをしてくださっている。

こんな素敵な笑顔に



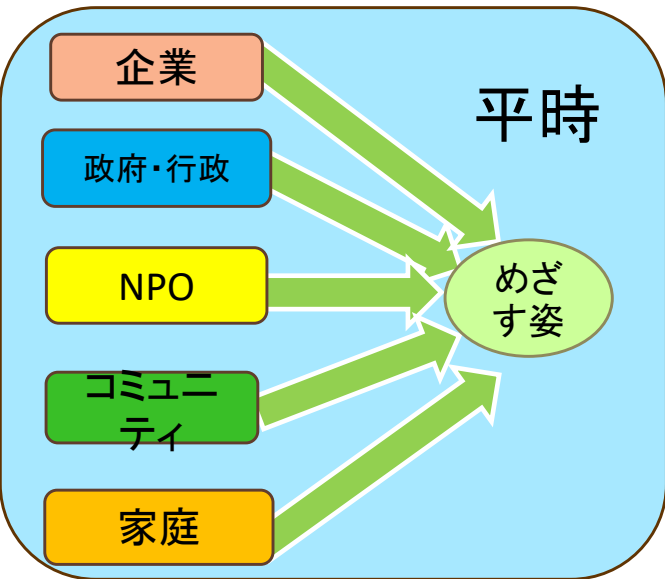
怖かったのよと話される



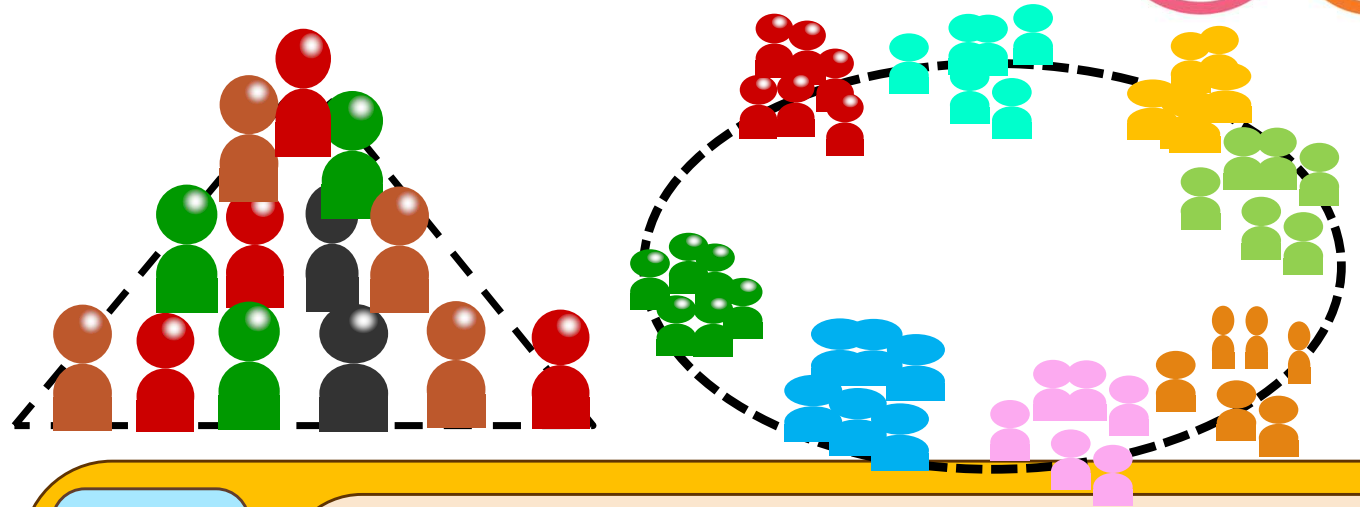
赤ちゃんが1か月で被災検診を受けていないので発達に心配。みんな金沢に二次避難し、ママ友がいない

赤ちゃんが慣れない環境で泣き続ける。お母さんもおばあちゃんも昼夜抱き続けて疲れてしまう。互いに言い争いも。親が不安でたまらない。こども女性ネット東海のスタッフが抱っこしたら5分ですやすや





地域防災力向上のためには
 トップダウン型ヒエラルキー組織ではなく、
 自律していない会議だけのネットワークでなく



災害時

政府・行政

自主防災組織

平常時は民間が担い災害時は慣れない政府・行政が担い手になる

災害救助法
 この法律は、「災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする

